

令和4年12月甲良町議会定例会会議録

令和4年12月14日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）
発議第12号 議案第75号令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）に対する修正（案）
- 第3 議案第76号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第77号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第78号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第79号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第80号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第7号）
- 第8 議案第81号 財産の無償譲渡につき、議決を求めることについて
- 第9 意見書第3号 消費税インボイス制度実施の中止等を求める意見書(案)
- 第10 議員派遣について
- 第11 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	西澤伸明
11番	宮崎光一		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山繁
総務課長	中村康之	教育次長	中川雅博
会計管理者	福原猛	学校教育課長	寺田喜生

税 務 課 長	大 野 けい子	社会教育課長	望 月 仁
企画監理課長	熊 谷 裕 二	総務課参事	村 田 茂 典
住民人権課長	宮 川 哲 郎	総務課長補佐	岩 瀬 龍 平
保健福祉課長	山 崎 志保美	建設水道課長補佐	寺 居 友 彦
産 業 課 長	西 村 克 英	建設水道課長補佐	丸 山 幸 志
呉竹センター館長	上 田 真 司		

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美	書 記	山 脇 理 恵
---------	---------	-----	---------

(午前10時10分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、令和4年12月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 岡田議員、3番 山田充議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日は何かとお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、追加提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第77号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第78号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、ともに人事院勧告に伴う給与改正法が成立したことに伴い、勤勉手当の率変更及び給与表の改定を行うものであります。

議案第79号は、甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例についてで、議案第63号こうら農産物加工所の設置に関する条例を廃止する条例が可決されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第80号は、令和4年度甲良町一般会計補正予算(第7号)で、人事院勧告に基づく条例改正による人件費の増が主なものとなり、歳入歳出に765万8,000円を追加いたし、補正後の予算総額を42億1,104万円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では、繰入金のうち財政調整基金765万8,000円を増額いたし、歳出では、総務管理費のうち給料210万2,000円、職員手当等186万4,000円、共済費271万7,000円、児童福祉費のうち給料77万7,000円、職員手当等166万4,000円、共済費38万2,000円などを追加し、教育総務費307万円などを減額するものであります。

議案第81号は、財産の無償譲渡につき、議決を求めることについてで、下之郷区が令和4年6月に認可地縁団体となり、自治体名義で登記が可能になったことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産の無償譲渡の議決を求めるものであります。何卒よろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。

○宮崎議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 すみません。少しお時間をいただきますことをお許してください。去る12月6日の西澤議員への答弁の中で、私が「ごみの抜本的減量計画策定は、各町、本年9月議会において、彦根市を除き、4町でその重要性を共有できる状況となった」と答弁させていただきましたが、彦根市、愛荘町を除く、犬上3町のみでしたので、ここに訂正し、おわび申し上げます。

○宮崎議長 次に、日程第2 議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

それでは、議案第75号の討論、採決の前に、西澤議員から、令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案が提出されていますので、これを議題とします。

発議第12号について、西澤議員から説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案説明をさせていただきます。第6号に対する修正案です。議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案です。

議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）の一部を次のように修正する。第1条中、「4, 199万4, 000円」を「2, 699万4, 000円」に、「42億338万2, 000円」を「41億8, 838万2, 000円」に改める。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改めます。全文は読みませんが、補正額1, 500万円を減額します。そして、合計が1億9, 926万1, 000円となります。歳入の合計、補正額で2, 699万4, 000円となり、合計で41億8, 838万2, 000円となります。歳出は、民生費で、補正額が減額の212万5, 000円となります。合計で9億3, 769万4, 000円です。そして、歳出の合計が、補正額で2, 699万4, 000円。そして、合計で41億8, 838万2, 000円となります。

2ページをお開きください。

総括表です。歳入の部で、繰入金1, 500万円減額となります。そして、歳出が、補正額934万8, 000円の減額となります。財源の内訳は、表のとおりでございます。一般財源も3, 002万5, 000円の減額です。そして、歳出合計が1, 450万円の減額となります。歳入ですが、財政調整基金が1, 500万円の減額となります。そして、これは財政調整基金の繰入額を減額するものです。歳出ですけれども、今回、主に提案するのが、補聴器の購入補助の制度を始めるということとなります。それに伴いまして、

社会福祉費が合計で減額となります。補正額で1, 268万2, 000円となります。そして、節で説明がされていますけども、金額で1, 246万1, 000円の減。この内訳は、子育て世代、それから非課税世代以外の世帯に対する特別給付金。これは5, 500万円を増額で9月議会、修正案でしましたけども、そして、その後、町の方で所得額、これは課税所得と説明がありましたが、200万円以下の方に特別給付を町の生活支援として、特別に独自に行うということで発表がありました。取りあえずは、まずは国の制度が今後、地方創生臨時交付金、これが予算や補正予算などで手当てされる見通しが出てきています。まだ未確定ですけども、その段階で、まずは準備をしておくというので、取崩しを1, 600万円、取りやめるという減額に処置をします。そして、補聴器の購入助成金、1人当たり5万円。1月、2月、3月、4月分の用意として20人分を用意して100万円の予算をつけるようになります。

それで、お手元に、これは私ども議会としての提案となります。甲良町補聴器購入助成事業実施の概要を建部議員のご努力でつくっていただきました。提案者は西澤というように指名をいただきましたけども、その準備等々、本当にご尽力をいただきましたこと、この場でも御礼申し上げておきたいと思えます。そして、実施に当たっては、要綱と予算がセットで提出されるべきということで私どもは思ってきましたが、そういうように準備をさせていただきまして、助成対象、これは次の全ての要件を満たす人、町内に住所を有する満60歳以上としました。これはなぜかといいますと、やはり加齢による難聴、お医者さんの所見では早い段階で手当てをした人の方が、十分治るわけではありませんけども、難聴の進行を抑えることができる、ないしはコミュニケーションが取りやすくなる。私の知っている事例でも、60歳前後から補聴器をはめて、普通に人との対話、それから字の集会などでやり取りされている方を存じております。そういう意味でも、専門家の所見、それから実際の事例でも早い段階で手当てをすることがいいのではないかと、60歳以上としました。

そして、2つ目の聴覚障害による身体障害手帳の交付を受けていますと国の補助制度がございます。ですから、これは省くことにします。そして、耳鼻咽喉科で医師の診断を受けて、補聴器の必要性を認める証明書、これは障害とまでいかななくても、聞きづらいという点で数値がございます。そういう数値を調べてもらって診断書を書いていただく、こういう対象とすると。助成内容は購入費の2分の1、5万円を限度、1人1回助成とします。ただし、補聴器の耐用年数5年が過ぎて買い換える場合は、再申請することができます。その後にも、5年以内は対象としないというようにしていますが、そう

いう補聴器の耐用年数との関係でしました。それから、買ってすぐ溝に落としたとかいう方もございますが、こういう場合は適用されていません。それから、下に太字で書いています、令和5年1月1日までに購入されたもの、申請前に購入されたものは対象外としますというので、申請書の様式も整えていただいていますので、こういう流れからなります。そして、申請から助成までの流れについては、申請書の入手、耳鼻咽喉科の受診、そして、次のページに進んでいただきまして、補聴器の販売店での見積書を作成していただく。そして、4番目に保健福祉課の窓口で補聴器の助成金の申請をします。それで、そのときには書類の提出をすることを説明しています。それから、5番目に交付決定通知が送られます。そして、6番目に補聴器の購入となります。そして、7番目に助成金の請求、領収書は、まだです。見積りの段階で添付して、保健福祉課に提出します。それで助成金の振込がされる、こういう流れです。

次、めくっていただくと、実施要綱で定めています。これも議会からの提案ですので、実施要綱を定めていくのは町ですので、この決議、予算の裏づけを受けて速やかに実施要綱を作成していただいて、町民の方にお知らせをしていただきたいというので、これも建部議員のご尽力で作成していただきました。そういう流れで、この事業を実施します。

補聴器の助成事業をされているのは、豊郷が既に実施を去年度からされているようです。限度額が2万5,000円で18歳以上というように、対象者が大変少ないというようになっています。しかも、非課税者だけというようになっていますので、そういう点でも金額が僅かでも発生したら、対象にならないという点で、貧困対策というよりも健康維持、お年寄りが、健康で社会生活、いろんな趣味もありますし、それから、いろんな方々との対話、これをおっくうがらずに出られるという点では、補聴器、つまり耳が聞こえるのは大変大きな影響を持っていると思いますので、ぜひともこの予算化ができて、実施が早期にされることを望んでいます。

提案者としての私の意見です。これは提案の中には入っていませんけども、提案するに当たっての、私の意見となります。以下、読み上げますと、コロナ禍の中、まさに急激な物価高騰の進行は、町民の暮らしと経営を直撃し、限りない不安を募らせている主要な原因となっています。ですから、町政は町民の暮らしに寄り添うことが求められています。ところが、補正予算（第6号）は、急激な物価高騰に対する町民の暮らし応援がありません。この時期だからこそ、僅かながら暖房費補助など、町民支援策を具体化すべきではないでしょうか。また、9月議会に全会一致で採択された請願に基づき、議決された高齢者の補聴器購入補助制度も来年度からの実施のこと。しかも、

非課税町民限定で、限度額2万5,000円という大変貧弱なものが用意されているようです。大変残念なことであり、野瀬町政の住民軽視の基本姿勢が如実に表れていると、私は感じました。財政調整基金の活用に難色を示して、基金積立は10億円をめどにこの政府が提示する、あるべき基準を言うだけで、その積み増しの目的、根拠も示さないなど、町民には冷たい態度と言わざるを得ません。財政調整基金及び各種基金の総額は、今年度3月末現在で約12億2,000万円あり、道理ある用途変更の手続きさえ行えば、対応可能ではありませんか。我が町の財政上は破綻寸前では決してありません。不足しているのは、町民への思いやり、福祉の心ではないかと言わざるを得ません。そのような努力さえも踏み切ることをしない野瀬町長に、疑念を持たざるを得ません。また、8年間も迷走している産業集積地整備事業などへの固執を見直し、開発優先を改め、暮らし、子育て、営業応援の優先の町政へ前進することが大変重要だと考えます。

私たち日本共産党は、地方自治体の運営に困難をもたらし、暮らしと平和を壊す大軍拡、大增税路線に断固反対するとともに、町民の皆さんと力を合わせて、誰もが安心して暮らせる町と地域になるため、尽力を尽くしてまいります。よって、原案に反対し、6号補正予算案の修正案を提案するものがあります。皆さんのご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

岡田議員。

○岡田議員 私も実施の概要と要綱というのを今、詳しく見させてもらっているんですけども、実施する場所が一応、保健福祉課ということなので、今から来年度の1月1日に向けてとなると、もう今日は14日なので、2週間、それもやっぱり年末の時期で、コロナの対応とかもあるので、ある程度の要綱が、今、議員の側から出されているものの、部署は決まっていますが、次、誰が担当するかとか、その辺のこのスケジュールの間隔もあると相当厳しいかなと思うんですけども、その点については、保健福祉課の課長なりと、ちょっと協議されたのかどうかということもちょっとお聞きしたいと思います。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 特段、協議はしておりません。ですから、今日提案するのは、全員が賛同いただきましたし、町議会としてのメッセージを送る、そして、速やかに準備の点でも行政が行うことでもあります。私らが手出しを、実際に実務に携わることにはなりません。そういう点では、実務の点で議会のメッセージ、要望、そして、議決されれば、財政上の裏づけがきちんとできますので、ずれた場合でも準備をしておくという点でも、建部議員のご努力で、す

ぐに実施ができるように、要綱もいろんなところで実施されている要綱を取り寄せていただいて、甲良町に合う、そして今度の提案に沿って、要綱と、それから流れもつくっていただきました。それに基づいて、町も大変、年末は忙しいですけども、そういう担当課、町長を先頭に、この議会の決定を受けて、ぜひ町民に喜んでもらう、健康で暮らしてもらう、こういう立場で仕事をしていただきたいと思いますので、協議をして決めるということにはならないと思いますので、議会としては予算の処置をしっかりと、前提をつくるというのが大事だと思っていますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思っています。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 私も先ほどは、全協で言わせていただいたと思うんですが、岡田議員と同じく、今、コロナ禍でワクチンの接種なんかお忙しい中、今、担当が保健福祉課と書いてありますので、この1月、もう年内残すところ2週間、非常に保健福祉課の今の状態では厳しいというか、大変だなと私も思うので、先ほど言いましたが、やっぱりこの令和5年度の当初予算に一般会計で組み込んでいただき、町民の皆さんには、私も賛成者になっておりますので、実施をするという方で今日は賛成はさせていただきますけど、行政側も大変な時期だと思っていますので、この件に関して、最後これだけ1点聞きたいんですが、一応、今日可決しますとしまして、町民にはこの補聴器の補助金は出るよというのが、お知らせとか分かるようにはなると思うんですが、行政側の、やっぱり岡田議員ではないけど、やっぱりもう少し実施の日にちを考えていただくわけにはいきませんか。それだけお願いします。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 丸山議員の質問にお答えします。まず、大前提は、このホチキスで留めている要綱、それから流れ、議決対象ではないということなんです。裏づけとなる予算を審議して可決していけば、それを受けて、町が、いや、議会としては保健福祉課になっているけども、担当だけはここにしようとかいうように協議をしていただければ済むことですので、これは議決対象とは考えていませんし、それから、予算を認めていただいたら、それを受けて、どういう実施をするか、それは町の力量、町長の采配の力量だと思っていますので、それを議会は見守ると。予算もちゃんとつくっているのに、ちゃんとしてほしいと。実施も短い期間ですけども、それをどうするか、それがずれて、例えば1月の20日から実施するとかという決定は、あくまで町の行政側が決めていくことだと思っていますので、そういう予算処置を議会としてはどうするかというのが、今日、大事なところだと思っていますので、ご理解い

ただきたいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第75号、発議第12号について、併せて討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 この議案に対して、発議第12号に賛成したいと思います。賛成はさせてもらうんですが、西澤議員の私案と僕は捉えましたが、補聴器の関係の話と、それから途中で何か西が丘の産業集積地の話もされておりましたように聞こえたので、産業集積地の方はあくまでも西澤委員の私案やと捉えております。ですから、発議12号には賛成したいと思います。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第12号を採決します。

お諮りします。

ただいまの修正案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第12号は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く、議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)について採決します。

お諮りします。

ただいま修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第76号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 到着席願います。

起立全員です。

よって、議案第76号は可決されました。

次に、日程第4 議案第77号と日程第5 議案第78号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第77号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第78号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年12月14日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第77号でございます。甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書をお願いします。この内容につきましては、人事院勧告に伴う給与法が改正されたことに伴いまして、甲良町条例の必要な箇所について改正をするというものでございます。

第1条でございます。甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正します。第3条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条、第3条ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改めるものでございます。

附則の1といたしまして、この条例は公布の日から施行します。第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

2、第1条の規定は令和4年12月1日から適用します。

3、給与の内払いをうたっておる内容でございます。

続きまして、議案第78号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書をお願いいたします。これにつきましても、特別職と同じように、

人事院勧告に伴います給与改正法が成立したことによりまして、条例を改正するというものでございます。

第1条、甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第23条第2項第1項中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改めるものでございます。

別表第1を次のように改めるということになっておりまして、ここにつきましては、新旧対照表をお願いします。新旧対照表の1ページから6ページで、新旧対照になっておるといところでございますので、よろしく願いいたします。

また、戻っていただきまして、議案の6ページをお願いいたします。

第2条でございます。甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第23条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改めるというものでございます。

附則。1、この条例は公布の日から施行いたします。第2条の規定は令和5年4月1日から施行します。

2、第1条の規定は令和4年12月1日から適用します。

3、給与の内払いを取っておるという内容でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第77号は可決されました。

次に、議案第78号について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 人事院勧告は、もともと、公務員のスト権を剥奪したことから、

その代償として与えられた人事院勧告となっています。近年、公務員バッシングが続いておりまして、その給与の減額に方向が進むという点で大変憂慮すべき内容ですし、公務員の給料が下がれば、民間の給料もそれに準じて下がる、そういう賃金の上がない日本の働く環境となっています。そういう点でも、今回はごくごく僅かでありますけども、物価高に対応する人事院勧告で、金額としても僅かな金額ですけども、増額の手当てがされるという点で賛成討論とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第78号は可決されました。

次に、日程第6 議案第79号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第79号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年12月14日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業課長。

○西村産業課長 議案第79号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。この条例につきましては、農産物加工所の廃止条例につきまして、さきの議会で可決いただきました。それに伴い、使用料条例の該当部分を廃止するものでございます。

おめくりいただきまして、甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例。

甲良町使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。別表第4、削除。

見ていただきます。裏面をお願いいたします。新旧対照表でございます。

こうら農産物加工所の使用料等の記載と削除でございます。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第79号は可決されました。

次に、日程第7 議案第80号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第80号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第7号)。

上記の議案を提出する。

令和4年12月14日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 議案書の方でございます。令和4年度甲良町一般会計補正予算(第7号)でございます。この補正につきましては、歳入歳出それぞれ765万8,000円を追加するものでございます。

第1表の方をご覧ください。

歳入でございます。繰入金につきまして765万8,000円を追加するものでございます。

おめぐりください。歳出の部でございます。1款 議会費4万9,000円の減額。2款 総務費728万9,000円の増。3款 民生費283万4,000円の増。4款 衛生費50万6,000円の減。6款 農林水産業費17万3,000円の増。7款 商工費4万円の増。8款 土木費75万1,000円の増。10款 教育費287万4,000円の減。合計765万8,000円で、歳入と同額でございます。

以上であります。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第80号は可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました議案第80号の可決成立に伴い、字句、数字、その他の整理が必要となりますので、会議規則第45条の規定により、議決の結果生じた字句、数字、その他の整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号について、字句、数字、その他の整理を行い、地方自治法第219条第1項の規定に基づき、町長に送付いたします。

次に、日程第8 議案第81号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥対象のため、阪東議員の退席を求めます。

(6番 阪東議員 退席)

○宮崎議長 議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第81号 財産の無償譲渡につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年12月14日。

甲良町長。

○宮崎議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 財産の無償譲渡につき、議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

財産の内容としましては、こちらに記載の土地21筆でございます。いずれも下之郷区内の住所でございます。

おめくりください。相手方は、下之郷区代表者の記載の方でございます。理由としましては、さきのページの財産につきましては、下之郷区が従来、管理を行っていた土地に当たりまして、令和4年6月に下之郷区が認可地縁団体となり、自治会名義での登記が可能となったことから、自治会の用に供するために譲渡することで合意に至ったことにより、無償譲渡させていただきたいものでございます。

以上であります。

○宮崎議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この議案が可決されれば、土地、それから、その上に建つ建物、附属物等もあります。そういうのも含めて、町の管理から外れるという、名実ともに全部100%外れることになるんです。そこで質問するのは、例えば字だけで対応ができないような大修理、そういうもの場合はどういう対応するのか、尋ねておきたいと思います。というのは、下之郷さんは大変というか、小さな字から20、30、50までぐらいの字と比べますと、大きな所帯、字になっています。その点では、財政力は心配ないと思いますが、小さなところで、こういうように名実ともに土地も、それから、その附属建物、こういうのが字の管理というようになりますと、大修理が発生する場合、整合性が必要だと思いますが、どういった整理をされるのか、どういった対応が必要かという点で、ご回答いただきたいと思います。

○宮崎議長 総務課参事。

○村田総務課参事 基本的には現在、地縁団体になる前ですけれども、例えば字の集会所等でございますと、国の外郭団体である自治協会の方がやっています宝くじを原資としたコミュニティ助成事業等がございまして、既に数年前には、別の字で公民館の修繕とかというので応募されてしたこともございます。そういったものと、認可地縁団体も対象になりまして、最大で数千万円だったと思うんですけれども、建物の方の補助等もございまして、併せまして、小修繕等につきましては、ちょっと協議させていただいて、都度対応する必要があるかと思っておりますけれども、町としての方針としては、今後、どこまでというのがありますし、どのようにするかというの、あるいは、主体はどちらでやるのかというのは検討が必要かと思っておりますので、検討はこれからさせていただけたらと思っております。

- 宮崎議長 町長。
- 野瀬町長 参事が申し上げたとおりであります。もともと図面を見ていただきましても、例えば他字におきましても、草の根広場、草の根ハウス、補助対象事業でやられて、用地も手当てをされて、従前例ですと、登記を字の役員さんでやって、そしてお亡くなりになって相続が発生するという問題がありまして、いわゆる所有権者の登記の問題がありましたので、それを回避するために集落と町で覚書をして、実質管理は集落ですよということになりますので、実体的な面は動かない、そして、基本的に修繕等の補助は、町が出さないという趣旨でございます。
- 宮崎議長 西澤議員。
- 西澤議員 以前、在士の八幡神社に台風で大木がもたれかかって、屋根を修理したことがあります。それで大変古い、そして由緒ある建て方ですので、大変大きな金額がかかったと聞いています。そういう場合に、それぞれ大きな支出がかかってきたときに、それぞれの字の力量も財力もあると思いますけども、そういうところで不公平が生じない要綱、ないしはそういう規定を公平な運用ができるようにつくっていただきたいなと思っておりますが、その点、作業、もしそういう事例で制度的にできていればいいんですけども、その状況はどうでしょうか。
- 宮崎議長 総務課参事。
- 村田総務課参事 先ほど、ちょっと私の方の答弁で、ちょっとあやふやなことを申し上げましたけれど、基本的には従前と変わることはない、町長が申し上げましたけれども、便宜上と言ったら語弊がございますけれども、各集落で土地をお持ちになられることができなかつたことから、町で名義もさせていただいたものでございます。また、上の建物とかにつきましても、恐らく現状、未登記が大半だと思うんですけども、町のものではなく、各集落が建てられたものが過半と認識しております。公民館なり、農事集会所等もございまして、町の補助金も一部入っているやに聞いていますけれども、国の補助金等を活用されて、各集落の方で整備されたと考えておりますので、そのあたりというのは、従前と何ら今後も変わることはないのかなと思っております。
- 宮崎議長 ほかにありませんか。
- 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 こういうような案件がこれからも出てくるということをお聞きしているんですけど、あとどのぐらいこの案件は出てきそうなんでしょうか。
- 宮崎議長 総務課参事。

○村田総務課参事 現時点で、認可地縁団体の方で相談を受けている自治会というのをごいません。ただ、さきの全員協議会の方でご説明させていただきましたとおり、こういう該当のものにつきましては、ちょっと条例整備の方で議会の議決までは求めない形でのものにできないかということで、3月議会の方に向けて今、条例整備をしたいなということでご説明させていただいたとおりでして、議案としては今後、その条例が整備されましたら、出ることはないのかなと、当然あった場合というのは、一定のご説明が必要かと思えますけれども、議案として提出することは条例改正後についてはないのかなとは考えております。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 地縁団体の認可につきましては、下之郷が町内では第1号でございます。今年度のまちづくり協議会におきまして、協議の中で、ある集落から、うちも取り組みたいので手引書がほしいということでありましたので、総務課の手引書を渡していますので、今後、除々にではありますが、そういう検討が各集落でなされていくと思っております。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほど、質問の中でも言いましたけれども、土地、建物ともに字の名義になる。字の名義になるといっても、やっぱり公共的な性格が大変大きなものの中にはございます。そういう点では、字で持ち切れないような、そういう修理、それから土地をなぶらんらんような修理やらが出てくるかというように思いますが、そういう場合に公平性が損なわれないように、基準づくりなどに邁進して制定していただけることを求めて賛成討論とします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第81号は可決されました。

阪東議員の入場を許します。

(6番 阪東議員 入場)

○宮崎議長 次に、日程第9 意見書第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 意見書第3号 消費税インボイス制度実施の中止等を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年12月14日。

甲良町議会議長、宮崎光一様。

提出者、甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者、甲良町議会議員、建部孝夫、木村修、丸山恵二、阪東佐智男、山田裕康、山田充、岡田隆行、小森正彦。

○宮崎議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、提案させていただきます。消費税インボイス制度実施の中止等を求める意見書(案)。

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、来年10月からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施されようとしています。インボイス制度は、免税業者を取引から排除しかねず、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止する重大な問題をはらんでいます。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。我が町内の問題でいえば、小零細建設業者の割合が多く、シルバー人材センターの会員、農家も個人事業主とされ、煩雑な事務負担が課せられ、小零細商工建設事業者は苦境に落ち込む危険性が懸念されます。

コロナ禍で、時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業、自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済、社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠です。年間売上高1,000万円以下の免税事業者が事業の継続できる環境を保持、確保することはとても重要だと考えます。

以上のことから、消費税インボイス制度の実施延期、中止等を含め、根本

的な見直しを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2022年12月14日。

滋賀県犬上郡甲良町議会議長、宮寄光一。

宛先は内閣総理大臣、財務大臣、そして内閣官房長官となります。

そして、皆さんのお手元に配らせていただきました、私どもが発行する新聞のインボイスに関する記事です。1つは、「農業をつぶすインボイス」というので、大変分かりやすい解説を農業者の方がされています。長谷川さんという方がされています。実際に農業を営んでおられる方で、これは大変だというので書いていただきました。これは、甲良町の農業従事者、実際にはなかなか高齢で大変だと思いますけれども、それぞれの営農組合にしろ、それから一人一人の農家さんにしろ、個人事業主というように扱われてきます。業種はもう千差万別のところですし、甲良町の議会の議員の構成で見ても、保険代理店さん、それから行政書士さん、それから中というよりも、申し訳ありませんが、小零細建設業者の方々、全部がこの対象となってきます。そういう点でも、この甲良町からの意見書の送付という点では、意見書を決議していくのは大変大事だというように思います。

それぞれの皆さんのご意見をいただいて、中止の請願だったんですけども、文面としては、以上のことからというように、抜本的な検討、見直しをぜひして、10月までに中止も、それから延期も、それから、それ以外の改革などもあると思いますけども、求めていくというのが大事かと思います。というのは、木村議員から以前、説明があったんですけども、当初始まったときは3,000万円以下の非課税、つまり、申告する必要がないと。けども、その特税、特税とずっと言われてまいりました。しかし、仕入れをするときの消費税は差し引くことができないわけですね。その点でも、消費税は負担が増えるというのが、実際の経営の状況だというように思います。

そういう点で、皆さんのご賛同、ぜひよろしく願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○宮寄議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮寄議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 ここに名前が載っていないのは私だけになりますけども、初日の、このインボイスの請願書、そこで話をさせてもらったように、実際、この中小に関しては問題があると、私自身も思っております。ここは何とかしなけ

ればいけないというように思っているんですけども、この中止という文言、これが私は問題だと思いますので、このところなしで、改善を求めるところであれば賛成したところなんですけども、この中止等を求める意見書という題目になっておりますので、これに関しては私は反対したいと思います。

以上です。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りします。

これより、意見書第3号を採決します。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、意見書第3号は可決されました。

次に、日程第10 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付している文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第11 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

○西澤議員 議長。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 すみません。補正予算の修正の提案に当たって、概要のホチキスでとじてあるところの1枚目です。助成対象のところ、視聴障害となって

います。目の見える方は、今回の補聴器の対象になりますので、見る方、目の方の視は省いていただきますように、私が間違っ書いしてしまいました。そして、要綱にはちゃんと聴覚障害となっていますので、訂正をお願いします。聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人、要綱のところにもそういうように訂正をよろしくをお願いします。すいませんでした。ありがとうございます。

○宮崎議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和4年甲良町議会12月定例会の閉会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は12月5日から本日14日まで、10日間の会期で開催されました。初日の5日に提出いたしました15議案のうち13議案を原案どおりの可決と、公平委員会委員の選任同意をいただきました。

初日に提案いたしました議案第75号 一般会計補正予算（第6号）は、本日、議員発議により提出された修正予算が可決され、修正案を除く6号の補正予算も可決されました。

議案第76号 墓地公園補正予算（第2号）は、原案どおり可決をされました。

本日、追加提案いたしました5議案につきましても、全て原案どおり可決をいただきました。

つきましては、本日の本会議で修正議決をされた議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）につきましては、議決に異議がありますので、再議に付する予定をしております。再議の理由は、後日、書面で議長に提出いたそうと考えております。議会の修正案の補聴器購入費助成事業は、本年9月定例会で本事業制度の意見書と決議案が提出され、いずれも可決されました。これを受けて、町長は担当課長に補助制度を検討するよう指示いたしました。その内容は、今議会における一般質問で答弁いたしましたものであります。町長の補助機関の職員が犬上郡内3町と連携して、同じ制度で実施できるよう、補聴器購入助成金交付要綱案を準備していたもので、行政と議会が原案突合せず、唐突に修正予算が強行されたことは遺憾であります。補聴器の補正は増額修正です。予算増額修正は、地方自治法第97条に増額して、これを議決することを妨げないとありますが、予算の提出権限は長に専属する権限であり、議会が予算修正を行うとすることは、町と議会との間で調整を行い、妥当な結論を見いだすことが望ましいとされています。

会期中で、12月9日には議会全員協議会を開催いただき、修学奨励資

金の件と学力向上についてご意見をいただき、ありがとうございました。意見や課題を分類するなどして、整理しながら進めていきたいと考えております。

いよいよ本格的な寒波のシーズンになります。一層のご自愛をいただきますようお願い申し上げ、12月定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○宮崎議長 これをもって、令和4年12月甲良町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午前11時20分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署 名 議 員 岡 田 隆 行

署 名 議 員 山 田 充